

令和6年4月から プラスチックをまとめて回収します

環境センター管理課 ☎429-5017

令和6年4月から、「プラスチック製容器包装」の日に、「プラスチック製品」を入れてまとめて出すことができるようになります。この取り組みを進めることで、ごみの減量化と資源化の促進、さらにはCO₂排出量の削減を図ります。

市民の皆さんには、ごみと資源物の分別に一層のご理解とご協力をお願いします。

現在の回収方法

- ・プラスチック製容器包装は「プラスチック製容器包装」の日に回収(月4回)
- ・プラスチック製品(容器包装以外のプラスチック製品)は「燃やせるごみ」の日に回収(週2回)

資源物(リサイクルするもの)
プラスチック製容器包装 月4回

プラマークが目印
ペットボトルのふた・ラベル、白色パック、卵のパック、お菓子の袋 など

燃やせるごみ
プラスチック製品 週2回

容器包装以外のプラスチック製品
歯ブラシ・コップ、ポリバケツ、食品保存容器、スプーン など

令和6年4月からの回収方法

プラスチック製容器包装とプラスチック製品を「プラスチック資源」としてまとめて回収(月4回)

資源物(リサイクルするもの) **プラスチック資源** 月4回

プラスチック製容器包装 + **プラスチック製品 (100%プラスチック素材に限る)** → **まとめて出して まとめてリサイクル**

イラスト出典(一部)：経済産業省

プラスチック資源の出し方

まとめて透明または半透明の袋に入れて ▶ 「プラスチック製容器包装」を出している集積場へ ▶ 現在の「プラスチック製容器包装」の日に

プラスチック資源一括回収について説明会を行います

11月に市内20会場で説明会を行います。どの会場にも参加できます(申込不要)。

日時(11月)	場 所
7日(火)19:00	池多公民館(西押川)
8日(水)19:00	清水町公民館(清水町八丁目)
10日(金)18:30	細入公民館(榆原)
10日(金)19:00	山田公民館(山田湯)
11日(土)10:00	八尾コミュニティセンター(八尾町井田)
11日(土)14:00	呉羽会館(呉羽町)
11日(土)19:00	四方公民館(四方)
12日(日)10:00	大沢野会館(高内)
12日(日)14:00	水橋中部公民館(水橋館町)
12日(日)19:00	豊田公民館(豊田本町)

日時(11月)	場 所
14日(火)19:00	山室公民館(中市)
15日(水)19:00	職業訓練センター(向新庄町一丁目)
16日(木)19:00	堀川公民館(堀川小泉町一丁目)
21日(火)19:00	五福公民館(五福)
23日(木)10:00	エコタウン交流推進センター(岩瀬天池町)
23日(木)14:00	新庄北公民館(新庄本町二丁目)
24日(金)19:00	安野屋公民館(安野屋町一丁目)
25日(土)14:00	大庄公民館(田畠)
26日(日)10:00	速星公民館(婦中町砂子田)
26日(日)14:00	富南会館(悪王寺)

空き家でお困りの方へ



岡居住対策課 ☎443-2113

●空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

相続した空き家を耐震補強して譲渡する場合や、解体して土地を譲渡する場合、譲渡所得(売却益)の金額から最大で3,000万円控除される、税制上の優遇措置が受けられます。

【主な要件】

- ・相続してから3年以内に売却すること
- ・昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- ・被相続人が亡くなる直前まで一人で住んでいたこと
(住民票が老人ホームなどにあっても申請できる場合があります。)
- ・空き家を相続したときから譲渡するまでの間、居住などの用途に使われていないこと

令和5年12月31日までに譲渡した場合

- ①敷地ではなく、家屋を譲渡する場合は現行の耐震基準に適合するものであること
- ②更地にして譲渡する場合は、譲渡前に更地にすること

令和6年1月1日以降に譲渡する場合(制度拡充)

- ③上記①②に加え譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震工事または更地にすること

※特別控除の適用の可否については、**富山税務署(☎432-4191)**へ問い合わせてください。

●空き家・持ち家活用のための無料相談会を行います

空き家の売買や賃貸、相続、解体などの悩みを無料で相談できます(申込不要)。

日時 ①11月25日(土)13:00~16:00
②12月9日(土)13:00~16:00
※最終受付は15:30です。

場所 ①岩瀬カナル会館
(岩瀬天神町)
②八尾コミュニティセンター
(八尾町井田)

※建物の位置図や写真、登記簿謄本などがあれば、当日持参してください。

本制度の適用を検討される方は、必ず制度詳細を確認してください。

なお、本制度は令和6年1月1日から改正となるため、申請書などの様式が変更となる場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

みんなの医療を守るために 上手な医療のかかり方を身に付けましょう



市民の皆さんが、安心して医療を受けるためには、一人一人のかかり方がポイントです。上手に医療にかかると、自分自身の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽くなるほか、医療機関、医療従事者側への負担も軽減されます。

ぜひ今日から「上手な医療のかかり方」を実践しましょう。

◆かかりつけ医をもちましょう

健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれます。自宅や職場の近くに、かかりつけ医を見つけておきましょう。

◆日中の受診を心掛けましょう

急な症状ではない場合には、時間外や休日受診を避け、かかりつけ医に診てもらいましょう。学校や職場での「病院へかかりやすい雰囲気づくり」も大切です。

◆休日・夜間の子どもの医療相談は 電話：#8000

休日・夜間のお子さんの急な病気やけがなどの際に「#8000」に電話をかけると、どのように対処したらよいかを小児科医師・看護師に相談できます。

◆医療安全支援センター(保健所地域健康課内)を設置しています

患者やその家族からの医療に関する相談に対して、自ら解決するための助言などを行っています。電話や窓口での相談のほか、FAXやEメールなどによる相談も受け付けています。

岡保健所地域健康課(蜷川) ☎428-1155

※治療・検査内容の是非および医療行為における過失や因果関係の有無、

FAX428-1150

責任の所在を判断・決定する窓口ではありません。

☐ hokenjyotiiki-01@city.toyama.lg.jp